



2023年5月19日

各 位

上場会社名 株式会社 南日本銀行  
代表者 取締役頭取 齋藤 眞一  
(コード番号 8554)  
問合せ先責任者 取締役人事総務部長 吉留 昌彦  
(TEL 099-226-1111)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、2023年6月27日開催予定の第115期定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当行A種優先株式は、2022年9月30日に消却を完了したことから、同株式に係る規定を削除するものであります。また、この削除に伴い条数の繰り上げ等、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

#### 3. 今後の日程（予定）

定款変更のための株主総会開催日	2023年6月27日（火）
定款変更の効力発生日	2023年6月27日（火）

以 上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総則 第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は3,200万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、<u>A種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、B種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株とする。</u></p> <p>第7条～第12条 (条文省略)</p> <p>第2章の2 <u>A種優先株式</u> (<u>A種優先配当金</u>) 第12条の2 当銀行は、第38条に定める剰余金の配当をするときは、<u>当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主 (以下、「A種優先株主」という。)</u> または <u>A種優先株式の登録株式質権者 (以下、「A種優先登録株式質権者」という。)</u> に対し、普通株式を有する株主 (以下、「普通株主」という。) および普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通登録株式質権者」という。) に先立ち、<u>A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額 (ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。)</u> に、<u>A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める配当年率を乗じて算出した額の金銭 (以下、「A種優先配当金」という。)</u> の配当をする。配当年率は、8%を上限とする。ただし、<u>当該基準日の属する事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対して第12条の3に定めるA種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。</u></p>	<p>第1章 総則 第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式 (発行可能株式総数・発行可能種類株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は3,200万株とし、普通株式の発行可能種類株式総数は3,200万株、<u>B種優先株式の発行可能種類株式総数は3,200万株とする。</u></p> <p>第7条～第12条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>ある事業年度においてA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対してする剰余金の配当の額がA種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</u></p> <p>③ <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、A種優先配当金の額を超過して剰余金の配当は行わない。ただし、当銀行が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロもしくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当または当銀行が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第12号ロもしくは第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。</u></p>	
<p><u>(A種優先中間配当金)</u>  第12条の3 <u>当銀行は、第39条に定める中間配当をするときは、当該中間配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先配当金の額の2分の1を上限とする金銭（以下、「A種優先中間配当金」という。）を支払う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(A種優先株主に対する残余財産の分配)</u>  第12条の4 <u>当銀行は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対し、普通株主および普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める額の金銭を支払う。</u></p>	(削 除)
<p>② <u>A種優先株主またはA種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>	
<p><u>(A種優先株主の議決権)</u>  第12条の5 <u>A種優先株主は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、A種優先株主は、定時株主総会にA種優先配当金の</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払を受ける旨の議案が提出されないときはその定時株主総会より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときはその定時株主総会終結の時より、A種優先配当金の額全部（A種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額）の支払いを受ける旨の決議がなされる時までの間は、全ての事項について株主総会において議決権を行使することができる。</u></p> <p><u>（普通株式を対価とする取得請求権）</u></p> <p><u>第12条の6 A種優先株主は、次項に定める取得を請求することができる期間中、当銀行に対して自己の有するA種優先株式を取得することを請求することができる。かかる取得の請求があった場合、当銀行はA種優先株主がかかる取得の請求をしたA種優先株式を取得するのと引換えに、第3項に定める財産を当該A種優先株主に対して交付するものとする。</u></p> <p><u>② A種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める期間（以下、「取得請求期間」という。）とする。</u></p> <p><u>③ 当銀行は、A種優先株式の取得と引換えに、A種優先株主が取得の請求をしたA種優先株式数にA種優先株式1株当たりの払込金額相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合またはこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。）を乗じた額を次項に定める取得価額で除した数の普通株式を交付する。なお、A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数に1株に満たない端数があるときは、会社法第167条第3項に従ってこれを取扱う。</u></p> <p><u>④ 取得価額は、当初、当銀行の普通株式の時価を基準としてA種優先株式の発行に先立って取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当銀行は、当該決議により取得価額の修正を</u></p>	<p>(削 除)</p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式の分割または併合および株式無償割当て)</p> <p>第12条の9 <u>当銀行は、株式の分割または併合を行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>② <u>当銀行は、株式無償割当てを行うときは、普通株式およびA種優先株式の種類ごとに、当該種類の株式の無償割当てを、同時に同一の割合で行う。</u></p> <p>第2章の<u>3</u> B種優先株式 第12条の<u>10</u>～第12条の<u>17</u> (条文省略)</p> <p>(優先順位)</p> <p>第12条の<u>18</u> <u>A種優先株式およびB種優先株式に係る優先配当金、優先中間配当金および残余財産の分配における支払順位は同順位とする。</u></p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>第6章 計算 第37条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(削 除)</p> <p>第2章の<u>2</u> B種優先株式 第12条の<u>2</u>～第12条の<u>9</u> (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第3章 株主総会 第13条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>第6章 計算 第37条～第40条 (現行どおり)</p>